

ために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が平成24年6月に成立し、25年4月から施行された。（第3章に記載。）

（2）国際的取組

国際的な取組として平成19年9月には、「アジア太平洋障害者の十年」（2003～2012年）の行動計画である「びわこミレニアム・フレームワーク（BMF）」に係る後期5年間の行動指針として、「びわこプラスファイブ」が国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）において採択された。

平成23年度においては、「アジア太平洋障害者の十年」（2003～2012年）の終了を見据え、平成25年以降のアジア太平洋地域の取組について、上記ESCAPにおいて関係各国代表による会合が持たれ、次期「十年」について検討が進んだ。

平成24年10月から11月には、韓国・仁川（インチョン）において、会合が持たれ、次期「十年」について討議と決定が行われた。

（3）新しい障害者基本計画

障害者政策委員会は、平成24年12月に、「新『障害者基本計画』に関する障害者政策委員会の意見」をとりまとめ、内閣総理大臣あて提出した。

これを踏まえ、政府は、新たな障害者基本計画の策定を進めているところである。

（4）「障害者雇用促進法」改正

労働政策審議会障害者雇用分科会は、平成25年3月に「今後の障害者雇用施策の充実強

化について」の分科会意見書を取りまとめた。

その後、同年4月に、雇用の分野における障害者に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。

この法案は、同年6月に成立した。（法律の概要については、図表2-4参照。）

（5）「障害者差別解消法」

障害者政策委員会の差別禁止部会は、平成24年9月に「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見」をとりまとめた。

その後、平成25年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（障害者差別解消法案）」が閣議決定され、国会に提出された。

この法案は、同年6月に成立した。（法律の概要については、図表2-5参照。）

（この章で紹介した主な各法律等の詳細は、第2～5章のそれぞれ関係部分に記載されている。）